

# Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2024年12月27日現在

～2025年1月31日

2025年2月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章 総則

第1条～第3条 （略）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 ～ 31 (略)	(略)
32 D S L 回線	<a href="#">加入者回線</a> 又は他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るもの
33 ～ 41 (略)	(略)

第5条～第62条 （略）

別記

1 （略）

2 協定事業者

(1) （略）

(2) 料金表通則に規定するベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス契約約款

第1章 総則

第1条～第3条 （略）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 ～ 31 (略)	(略)
32 D S L 回線	他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るもの
33 ～ 41 (略)	(略)

第5条～第62条 （略）

別記

1 （略）

2 協定事業者

(1) （略）

(2) 料金表通則に規定するベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォートアクセス又はベストエフォート（ライト）アクセスに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス契約約款

～2025年1月31日

2025年2月1日～

3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約  
(1) DSL回線に係るもの

ア [東日本電信電話株式会社に係るもの](#)  
[I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの](#)

品目及び細目等		
<a href="#">メニュー4</a>	<a href="#">1.5Mb/s、8Mb/s、 12Mb/s、40Mb/s又 は47Mb/s</a>	<a href="#">プラン1</a>

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの  
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等	
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s又は47Mb/s

4～19 (略)

料金表

通則

1～13 (略)

(V P Nサービスの区別等)

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

- (1) V P Nサービスには、次のレイヤーの区別があります。 (略)
- (2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。 (略)
- (3) V P Nサービスには、次の品目等があります。

ア～オ (略)

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート(ライト) アクセスに係るもの

品 目	内 容

3 Universal Oneサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約  
(1) DSL回線に係るもの

ア [削除](#)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの  
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等	
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s又は47Mb/s

4～19 (略)

料金表

通則

1～13 (略)

(V P Nサービスの区別等)

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) V P Nサービスには、次の品目等があります。

ア～オ (略)

カ ベストエフォートアクセス及びベストエフォート(ライト) アクセスに係るもの

品 目	内 容

～2025年1月31日	2025年2月1日～
-------------	------------

フレットタイプ	光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)
	DSL回線に係るもの	(略)	(略)
備考 1～4 (略)			

キ (略)  
 (4) (略)  
 14の2～18 (略)  
 第1表 (略)  
 第2表 (略)  
 第3表 (略)  
 料金表別表 (略)

附 則 (令和5年6月30日 CNS1サ第000400001661-01号)  
 (実施期日)  
 1 この改正規定は、令和5年7月15日から実施します。

フレットタイプ	光アクセス回線に係るもの	(略)	(略)
	DSL回線に係るもの	(略)	(略)
備考 1～4 (略) 5 <a href="#">レイヤー3のベストエフォートアクセス及びベストエフォート(ライト)アクセスにおけるDSL回線に係る品目については、西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。</a>			

キ (略)  
 (4) (略)  
 14の2～18 (略)  
 第1表 (略)  
 第2表 (略)  
 第3表 (略)  
 料金表別表 (略)

附 則 (令和5年6月30日 CNS1サ第000400001661-01号)  
 (実施期日)  
 1 (略)

～2025年1月31日	2025年2月1日～
<p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているベストエフォートアクセス及びベストエフォート(ライト)アクセス(いずれも契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの(D S L回線に係るものに限ります。))に限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 前項の場合において、回線契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができるものとします。</p> <p>ただし、次に掲げる事項については、変更の請求を行うことはできません。</p> <p>(1) 通信の区分がベストエフォートアクセス(契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの(D S L回線に係るものに限ります。))に限ります。)のもの又はベストエフォート(ライト)アクセス(契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの(D S L回線に係るものに限ります。))に限ります。)のものへの変更</p> <p>(2) D S L回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他D S L回線に係る利用内容の変更</p> <p>4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているベストエフォートアクセス及びベストエフォート(ライト)アクセス(いずれも契約者回線等による区分がフレッツ一括提供型のもの(D S L回線に係るもの(西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。))に限ります。))に限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>附 則 (令和6年12月23日 C N S 1 第000400008751-01号)</u>  <u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 当社は、令和7年2月1日付で、C N S 1 第000400001661-01号(令和5年6月30日)の附則の2における「D S L回線に係るものに限ります。」を「D S L回線に係るもの(西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。))に限ります。」に変更します。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>